

学校の働き方を変えるのは今！すべての職場で長時間労働是正にとりくむ特別決議

労基法・労安法が改正され、4月から客観的勤務時間管理、時間外勤務の上限規制、産業医・産業保健機能が強化された。教員の「在校等時間」については「上限ガイドライン」が示された。

7月には過労自死した教員について、校長の安全配慮義務違反を認める判決が福井地裁から出された。適正な勤務時間の管理や過剰業務の軽減等の措置を行うことは管理者の責務である。

日教組「学校の働き方意識調査」(Web 調査 2019)では、昨年の調査結果と比較するとわずかに労働時間は減ったが、依然として時間外勤務が平日で3時間を超える結果となっている。月に換算すると平日だけで時間外勤務は60時間超である。「労働時間を減らすために仕事を持ち帰った」との回答が増加していることや、勤務の記録を「自己申告」としているなどの課題も明らかとなった。また、文科省による学校の働き方改革推進にむけた「上限ガイドライン」や適正化・明確化された業務などの周知や理解がはかられていない実態も見てとれる。

文科省は自治体・教委に対して、学校の労働安全衛生体制整備や具体的業務削減策を通知し、学校の働き方改革推進を要請している。行政による確実かつ迅速な実行を求めるとともに、わたしたちが施策等を活用し、自らとりくむことや、関係する諸団体と連携し、さらなる業務削減をすすめることも重要である。また、すべての職場でこれまで以上に労働安全衛生機能の強化をはかる必要がある。

臨時国会で「上限ガイドライン」の法制化が見込まれている。所定労働時間内にすべての業務が終了することが当然である。それにむけ、「上限ガイドライン」により長時間労働に歯止めをかけさせなければならない。文科省は、1年単位の変形労働時間制について導入を検討している。長期休業中を含めて長時間労働が恒常化し閑散のない学校現場は、導入する実態にはない。まずは、正確な勤務時間の把握と業務削減が何より必要である。日教組は文科省協議や日政連議員と連携した国会対策等を強化する。

教職員は長時間労働を強いられながら、子どもの学びに影響が及ぼぬようさらに無理を重ねている。教職員のいのちと健康を守り、子どもたちのゆたかな学びを保障するために、教職員の長時間労働是正は喫緊かつ最重要課題である。多くの教職員が過労死ラインで働く現状を何としても改善するため、すべての職場で、長時間労働是正にとりくみ、教職員がいきいきと子どもたちとともに過ごせる職場に変えていく。

日教組は引き続き、大胆な業務削減と定数改善等による必要な人の配置・拡充、給特法の廃止・抜本的見直しを求めてとりくんでいく。

以上、決議する。

2019年9月15日
日本教職員組合 第108回定期大会